

林業信用保証制度の拡充の概要

近年、製材業等においては大規模な事業者による供給割合が高まっており、また、人工乾燥や高次加工の取り組み、合板や集成材への国産材利用の動きも進展していること等から、一事業体における資金需要は従来よりも高額化する傾向にあります。

このため、これらの取り組みを進める事業者の資金融通を円滑化し、木材の安定供給を支援する観点から、以下のとおり保証の利用に当たっての限度額を引き上げることとします。

1 一事業者の保証総額の限度額の引き上げ(会社の場合)

一事業者の保証総額の限度額(保証付借入金残高の最高限度額)を、会社の場合、従来の2億円から**4億円**に引き上げます。

なお、組合は4億円、個人は1億円で、従来と変更ありません。

2 無担保保証の限度額の引き上げ

一事業者に対する無担保保証の限度額を、従来の1億円から**2億円**に引き上げます。

この場合、別枠で無担保を設けている資金は、別枠分を上乗せできます。例えば、フォレストサポート保証では、2億円 + 8千万円 = 2億8千万円まで無担保が可能です。

3 木材産業等高度化推進資金の100%保証の限度額の引き上げ

木材産業等高度化推進資金の保証において、100%保証の限度額を**4億円**に引き上げます。

ただし、各資金メニューごとに定められている貸付限度額がこれ以下の場合は、当該限度額を上限とします。